逗子市まちづくり条例の一部改正（案）に係る
市民意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

１．意見募集の期間　　平成 25 年 10 月 1 日（火）～平成 25 年 10 月 30 日（水）

２．意見の提出者　　2 名（ファクシミリ 2 名）

３．意見の概要と市の考え方

採否の対応区分	対応区分	件数
○	改正案に反映させます。	0 件
□	改正案に反映済みです。	0 件
■	改正案に反映させることはできませんが、事業実施の際に参考とします。	2 件
▲	改正案には反映できません。	0 件
合計		0 件

No.	意見の概要	採否	意見に対する市の考え方
1	・開発規制が厳しくなれば分譲業者の参入が減少し、人口が流入せず逗子市の発展の阻害となる。 ・土地の広さが環境の良さにつながるものではない。	■	位置指定道路に関する本改正案は、新たに接道要件を満たす宅地が複数発生し、総体として条例適用規模と見られるものであっても、個体としては条例適用とならない小規模な開発事業に対して良好な住環境の形成を図ることを目的としています。 本改正案における敷地面積基準は、従来からの条例基準によるものであり、一定条件の下での開発事業において、良好な住環境の質の向上に寄与するものと考えています。 なお、人口減少等の課題に対しては、土地利用施策のほか、子育て支援策の充実や空き家対策など多方面にわたる総合的な施策が必要であり、今後、重要な検討課題であると考えています。
2	・１区画の販売価格の上昇につながり、逗子市に居住したいと思う人が減少する。将来的な人口減少を防ぐためには、本改正は意味がない。 ・人口増加による税収増加を図り、緑とゆとりのある良好な住環境づくりのための予算増加を図るべきである。	■	

４．担当課　　環境都市部まちづくり課